

宮崎空港使用の届出に関する取扱要領

1. 目的

本要領は、空港管理規則第6条及び関連通達等に基づく宮崎空港の使用にかかる届出の取扱要領を定め、空港の効率的な運営及び適正な管理を図ることを目的とする。

2. 空港使用の届出

(1) 届出の方法

航空機の離着陸、停留のための施設で国の管理するものを使用する者（以下「運航者」という。）は、空港使用届（様式1）を宮崎空港事務所長（以下「空港事務所長」という。）に原則、事前提出しなければならない。ただし、様式1で定められた内容を満たす届出の場合は、当該届出を空港使用届の提出としてみなすことができる。

(2) 届出の提出

次のいずれかの方法により空港使用届を提出する。

- a. 電子メール (cab-miyaunjyou@mlit.go.jp)
- b. 航空管制運航情報官（以下「運航情報官」という。）窓口
- c. 郵送（〒880-0912 宮崎県宮崎市大字赤江無番地）

(3) 使用期間

宮崎空港の外来機については、1週間を限度として空港の使用を認める。
運航者は、やむを得ない理由により使用期間が1週間を超える場合、運航情報官と別途調整を行うものとする。

3. 陸送による空港使用の届出

運航者は、陸送により航空機を宮崎空港に搬入又は搬出する場合、空港使用届とは別に航空機陸送届（様式2）を空港事務所長に提出しなければならない。提出先は総務課とする。

4. 届出受理事務

(1) 空港使用届

運航情報官は、空港使用届の記載内容に不備がないこと、必要な書類が添付されていることを確認した後、空港使用届を受理し、総務課へ回付するものとする。

(2) 航空機陸送届

総務課は、航空機陸送届の記載内容に不備がないことを確認した後、陸送届を受理するものとする。

5. 遵守事項

(1) 運航者への指示等

- a. 空港事務所長は、運航者に対し、航空機による空港の使用について空港管理上必要な指示をし、又条件を付すことがある。
- b. 空港事務所長は、上記指示又は条件に違反した者に対し、空港管理上必要な限度において、空港使用の停止その他必要な措置を命ずることがある。

(2) 申告内容等（自家用航空機の運航者に限る。）

- a. 法令の違反その他空港管理上支障がないよう使用すること。
- b. 届出者が、空港を使用した行為により、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者に該当するか否か。
- c. 航空保険（第三者賠償責任保険）に加入しているか否か。（但し、官公庁等による使用及び緊急時等の場合を除く）
- d. 飛行機（最大離陸重量が5700kgを超える飛行機に限る）の運航に伴う部品等の脱落の発生を防止するための措置を講じていることを約する誓約書に、使用の届出に係る飛行機の使用が署名していること。
- e. 航空機の運航に伴う部品等の脱落により、人の生命、身体又は財産に損害が生じた場合において、その備品等の脱落を伴う運航に使用された航空機に該当する蓋然性が相当程度高いものとして国土交通省地方航空局に設置する落下物確認委員会が決定する航空機に自ら使用する航空機が含まれる場合に、推定航空機の数に応じて按分して補償することを約する協定書の取り決め、使用の届出に係る航空機の使用が同意していること。
- f. 航空機乗組員は、酒気を帯びている場合は空港を使用しないこと。
- g. 航空機乗組員は、国の職員によりアルコール検知器を使用したアルコール検査による酒気帯びの有無についての確認を求められた場合は、これに応じること。

6. その他

宮崎空港の航空保安業務提供時間外における空港使用の取扱いについては、「運用時間外空港使用承認願」又は「航空保安業務臨時提供申請」をもって空港使用届が提出されたものとみなす。

附 則

1. 令和8年5月20日（宮総第34号）
2. 本要領は、令和8年6月1日から適用とする。
3. 様式等の軽微な変更については、適宜差し替えることができる。

宮崎空港使用届

令和 年 月 日

宮崎空港事務所長 殿

(届出者) 氏名又は名称及び住所

緊急時の連絡先電話番号 — —

宮崎空港の施設を使用したいので、空港管理規則第6条に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 航空機	型式：	登録記号：
2. 日時	令和 年 月 日 時 分から	令和 年 月 日 時 分まで
3. 施設	<input type="checkbox"/> 着陸帯 <input type="checkbox"/> 誘導路 <input type="checkbox"/> エプロン (スポット：)	
4. 目的		

【注意事項】：航空機のドア施錠、固定ロープ、カバー等を確認し、駐機されるようお願い致します。

.....<以下、自家用航空機の方はご記入願います。>.....

5. その他確認事項

(1) 法令の違反その他空港管理上支障がないよう使用します。

確認

(2) 届出者が、空港を使用した行為により、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者ではありません。

はい いいえ

(3) 航空保険（第三者賠償責任保険）に加入しています。（但し、官公庁等による使用及び緊急時等の場合を除く）

はい いいえ

(4) (3) が「はい」の場合、航空保険（第三者賠償責任保険）証券等の提出

提出します 既に他空港へ提出しました（提出先： _____ 空港）

(5) (4) が「提出します」の場合、保険の写しを提出願います。

また、許可期間中に保険の有効期間が切れてしまう場合においても、契約更新後に再度、保険の写しを提出願います。

(6) 「航空機落下物による被害の救済に関する協定書」の同意確認書を提出していること。

はい いいえ

(7) 最大離陸重量5, 700kgの航空機（回転翼航空機を除く）にあつては、「落下物防止対策を講じることを約する誓約書」を提出していること。

はい いいえ

(様式2)

航空機陸送届

令和 年 月 日

宮崎空港事務所長 殿

(届出者) 氏名又は名称及び住所

緊急時の連絡先電話番号 — —

当社所属の 回転翼 航空機を下記のとおり陸送により宮崎空港 へ搬入 しました
固定翼 から搬出

ので報告します。

記

1. 運航者

2. 航空機登録記号及び型式

3. 搬入

- (1) 陸送による搬入予定日時 年 月 日 時 分
(2) 使用エプロン (番スポット)
(3) 宮崎空港離陸予定日時 年 月 日 時 分

4. 搬出

- (1) 宮崎空港着陸予定日時 年 月 日 時 分
(2) 使用エプロン (番スポット)
(3) 陸送による搬出予定日時 年 月 日 時 分

5. その他参考となる事項

- (1) 搬入元又は搬出先 (空港名、場外離着陸場名等) _____
(2) その他